

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次 ページ

訓 令

○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令..... (人事課) 1

訓 令

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(北海道職員被服貸付規程の一部改正)

第1条 北海道職員被服貸付規程(昭和41年北海道訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務部総合防災対策室防災消防課防災航空室」を「総務部危機対策室防災消防課防災航空室」に、「児童相談所」を「保健福祉事務所児童相談部」に、「札幌医科大学医学部附属病院」を「札幌医科大学附属病院」に、「医学部附属病院放射線管理室」を「附属病院放射線管理室」に、「保健所及び」を「保健福祉事務所保健福祉部及び地域保健部並びに」に、「と畜検査員」を「とちく検査員」に改め、同表病害虫防除所に勤務する試験研究職員の項を削る。

(北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第2条 北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令(平成15年北海道訓令第22号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「出先機関(」の次に「保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課を除く。」を加える。

(北海道文書管理規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第3条 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令(平成15年北海道訓令第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「出先機関(」の次に「保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課を除く。」を加える。

(北海道広報・広聴事務処理規程の一部改正)

第4条 北海道広報・広聴事務処理規程(昭和42年北海道訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「政策室」を「知事政策部知事室」に改め、同条第2項中「知事室長」を「知事政策部知事室長」に改める。

第5条中「政策室」を「知事政策部知事室」に、「以下、次条においても」を「次条において」に改める。

第7条の見出し及び同条中「政策室長」を「知事政策部知事室長」に改める。

第8条第2項中「総務部長」を「地域政策部長」に改め、同条第3項中「政策室」を「知事政策部知事室」に改める。

第11条第2項及び第12条中「政策室長」を「知事政策部知事室長」に改める。

(北海道石炭対策本部設置規程の一部改正)

第5条 北海道石炭対策本部設置規程(昭和49年北海道訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部資源エネルギー課石炭対策室」を「経済部資源エネルギー課」に改める。

(中小企業労働相談所運営規程の一部改正)

第6条 中小企業労働相談所運営規程(昭和43年北海道訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「(後志支庁にあっては、経済部商工労働課)」を削る。

(有珠山火山活動災害復興対策室規程の廃止)

第7条 有珠山火山活動災害復興対策室規程(平成12年北海道訓令第25号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

